

議第36号 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」といいます。）が設立されたこと等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 主な改正の内容

広島県及び県内14市町で構成する広域連合として令和4年11月に企業団が設立され、広島県企業局が運営している広島水道用水供給事業の事務を企業団が承継することとされました。

宮原浄水場内にある広島県宮原浄水場は、呉市が広島県から事務委託を受けて管理していますが、この度の企業団の設立に伴い、当該県浄水場は広島県から企業団に移管されるため、所要の規定の整備をします。

3 施行期日

令和5年4月1日（一部公布の日）